熊本第一信用金庫の現況

2024

KUMAMOTO DAI-ICHI
SHINKINBANK

庫花コスモス（秋桜）

花言葉「善行」

コスモスという名前はギリシャ語の秩序、転じて美を意味した語に由来しています。（ギリシャで美は、調和と秩序から生まれてくるものとされています）

≫2024熊本第一信用金庫の現況／目次

01 ごあいさつ
02 基本方針
03 当金庫の概要
04 総代会制度
05 総代の氏名等
06 主な事業内容
07 リスク管理
08 内部管理態勢とコンプライアンス
10 金融ＡＤＲ制度への対応
11 地方創生
12 中小企業の経営改善への取組状況
13 経営者保証に関する取組方針
14 熊本第一しんきんＳＤＧｓ宣言
14 環境問題への取組み
15 顧客保護等への取組み
16 個人情報保護
17 DXの取組みについて
18 営業のご案内
21 主な手数料のご案内
22 トピックス
25 信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～
27 営業店ネットワーク
28 資料編
48 当金庫のあゆみ

会　長
森本　孝

理事長
鴻池　卓児

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私ども熊本第一信用金庫をより深くご理解いただくために、業務内容、業績等を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧いただくと共にこれからも当金庫をより一層ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

我が国の経済は、コロナ禍から脱却して社会活動の正常化が進み、緩やかな回復が続いています。

海外においては、ウクライナや中東をはじめとする地政学リスクの増大、中国経済の先行き懸念、欧米の金融引締めの動向等といった不確実性が高い状況が続いており、わが国の景気を下押しするリスクが引き続き懸念されています。

このような中、日本銀行は、２%の物価安定目標の達成が見通せる状況に至ったとして、この３月にマイナス金利政策の解除とＹＣＣの撤廃を行い、長く続いた異次元金融緩和政策を修正しました。また株式市場においても、好調な国内外景気や世界的な半導体需要の増加期待から株価が上昇し、日経平均株価は３月に史上最高値となる４万円台にのせる場面もありました。

一方、中小企業等を取り巻く経営環境は、コロナ禍後の業況回復のみならず、人口減少や少子高齢化の進展に伴う慢性的な人手不足や後継者難に向けた対応、デジタル化（ＤＸ）の進展や脱炭素化をはじめとしたサステナブル社会の実現に向けた取組み（ＧＸ）等への対応の必要性など、課題は山積しています。

そのような中、熊本においては、菊陽町で台湾の半導体受託製造企業ＴＳＭＣの熊本工場が完成し、第２工場の建設も今後予定されています。周辺でも生活や企業活動を支えるインフラ整備が進められ、ホテルや居住施設の建設が進められるなど、県内外にＴＳＭＣの進出効果が波及しています。

業績について概略を申し上げますと、預金積金は、熊本城復興支援定期預金「天守閣」等を推進した結果、期末残高は314,493百万円（前期比3,498百万円、1.12%増）、期中平残は313,280百万円（前期比677百万円、0.21%増）と増加しました。貸出金は、賃貸不動産融資などに積極的に取り組んだものの、新型コロナ対策融資（ゼロゼロ融資）の返済が進んだことなどから、期末残高は168,314百万円（前期比1,219百万円、0.71%減）、期中平残は165,372百万円（前期比3,569百万円、2.11%減）となりました。出資金は3,647百万円（前期比287千円増）、会員数は期末において22,694名（前期比221名減）となりました。

期中の損益は、収益面では貸出金利息が引き続き金融機関の競合激化や長引く低金利等の影響などから減少となりましたが、有価証券運用を強化したことで経常収益は4,551百万円（前期比30百万円、0.66%増）となりました。また費用面では、人件費が平均人員や退職給付費用の減少などにより減少し、物件費は事務効率化のためのシステム投資等により増加しております。この結果、コア業務純益は810百万円（前期比31百万円減）、当期純利益は404百万円（前期比70百万円増）となりました。

当金庫はゼロゼロ融資の返済本格化を踏まえた資金繰り支援や経営改善支援をはじめ、販路拡大、ビジネスモデルの再構築、事業承継、人材確保、更にはＤＸ対応への伴走支援など、様々なソリューション提供機能の充実に努め、お客様が抱える様々な課題解決に貢献してまいります。

また３月には、阿蘇くまもと空港と台北桃園国際空港との定期便就航を記念し、「台湾旅行」を当金庫が主催、台湾新竹市にあるＴＳＭＣ台積創新館の視察など、合計２班４２名が参加しました。また、熊本城復興支援定期預金「天守閣」により熊本城復興のお手伝いを続けており、他にも出会いの場を提供するための「めぐり逢いパーティー」、お金について勉強する「Kidsしんきん教室」を開催しました。このような活動を通じて、持続可能な地域社会の実現に向け、皆様と共に歩んでまいります。

今年度も引き続き、中小企業の経営支援等に務め、地域貢献に全力を傾注し、金融仲介機能を発揮して地域経済を支えるため、役職員一同業績の向上に邁進する所存でございますので、本年もなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和６年７月

本店

基本方針

金融機関の公共性にかんがみ

1. 中小企業の健全な発展と大衆生活の向上に貢献する。
2. 地域社会の繁栄につき信用と共栄を旨とし奉仕する。
3. 金庫の経営は健全且つ積極的に進め以って業務の進展に総力を結集する。

熊本第一信用金庫の歌

作詞　井出　進
作曲　出田　憲二
編曲　出田　敬三
監修　森本　孝

一、山を裂き雲を破りて
出づる太陽の
たけき心と暖たかき
育む力身につけて
地域の方の幸せを
日ねもす願い渾身の
誠を捧げて奉仕する
われら　われらは第一
熊本第一信用金庫です。

二、闇をはらい
隈なく照らす満月の
清よき心とさやかなる
高かき知識を身につけて
中小企業の弥栄を
夜も昼も願い満身の
智と汗捧げて奉仕する
われら　われらは第一
熊本第一信用金庫です。

当金庫の概要

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

設　立	昭和25年8月
本　店	熊本市中央区花畑町10番29号
会　員	22,694名
役職員	228名
店　舗	22店
営業地域	熊本市、菊池市、山鹿市、玉名市、八代市、宇土市、荒尾市、人吉市、水俣市、宇城市、阿蘇市、合志市、菊池郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、玉名郡、阿蘇郡、葦北郡、球磨郡

（令和6年3月末現在）

≫役　員

会　長	森本　孝	常勤理事	大森　幹夫
理事長	鴻池　卓児	常勤理事	北村　礼希
常務理事	荒尾俊比古	常勤理事	平野　公司
常務理事	東　信治	理　事	粟津　勝蔵
常勤理事	石田　誠也	理　事	豊住　賢一
常勤理事	原田亨一郎	理　事	菊田　廣文 (※1)
常勤理事	堤　裕倫		
常勤監事	村中　研一	監　事	岡田　直樹
		監　事	古田　邦昭 (※2)

（令和6年6月末現在）

※1　理事　菊田 廣文は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2　監事　古田 邦昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

≫店舗のご案内

店番	店名	住所	電話番号
01	本店営業部	熊本市中央区花畑町10-29	096-355-6110
02	菊池支店	菊池市隈府494-16	0968-25-3131
03	水前寺支店	熊本市中央区国府1丁目12-4	096-364-8147
04	熊本駅前支店	熊本市西区春日1丁目14-1	096-353-0521
05	帯山支店	熊本市中央区帯山4丁目1-21	096-383-2218
06	山鹿支店	山鹿市山鹿1616-7	0968-44-4125
07	来民支店	山鹿市鹿本町来民694-6	0968-46-2026
08	植木支店	熊本市北区植木町植木616	096-272-2211
09	健軍支店	熊本市東区若葉1丁目2-5	096-369-3211
11	南熊本支店	熊本市中央区八王寺町30-18	096-378-5111
12	清水支店	熊本市北区高平3丁目41-4	096-345-6111
13	武蔵ヶ丘支店	熊本市北区武蔵ヶ丘5丁目23-4	096-338-9111
14	小峯支店	熊本市東区小峯1丁目4-3	096-369-6111
15	上通支店	熊本市中央区南坪井町5-5	096-356-6000
16	田崎支店	熊本市西区春日7丁目25-10	096-326-2161
19	松橋支店	宇城市松橋町松橋1022-2	0964-33-5151
20	刈草支店	熊本市南区南高江1丁目13-57	096-358-1140
21	尾ノ上支店	熊本市中央区帯山4丁目1-21(帯山支店内)	096-367-1555
24	御船支店	上益城郡御船町御船953-6	096-282-3833
25	玉名支店	玉名市亀甲字東140-6	0968-73-5233
26	大津支店	菊池郡大津町大津1212-24	096-293-6200
28	八代支店	八代市本町2丁目1-32	0965-31-6211

（令和6年6月末現在）

≫組織図

（令和6年6月末現在）

・業務改善委員会　・危機対策委員会
・融資審査委員会　・自己査定委員会
・賞罰委員会　・事故対策委員会
・ALM委員会　・セキュリティ委員会
・金利決定委員会　・コンプライアンス委員会
・資金運用委員会

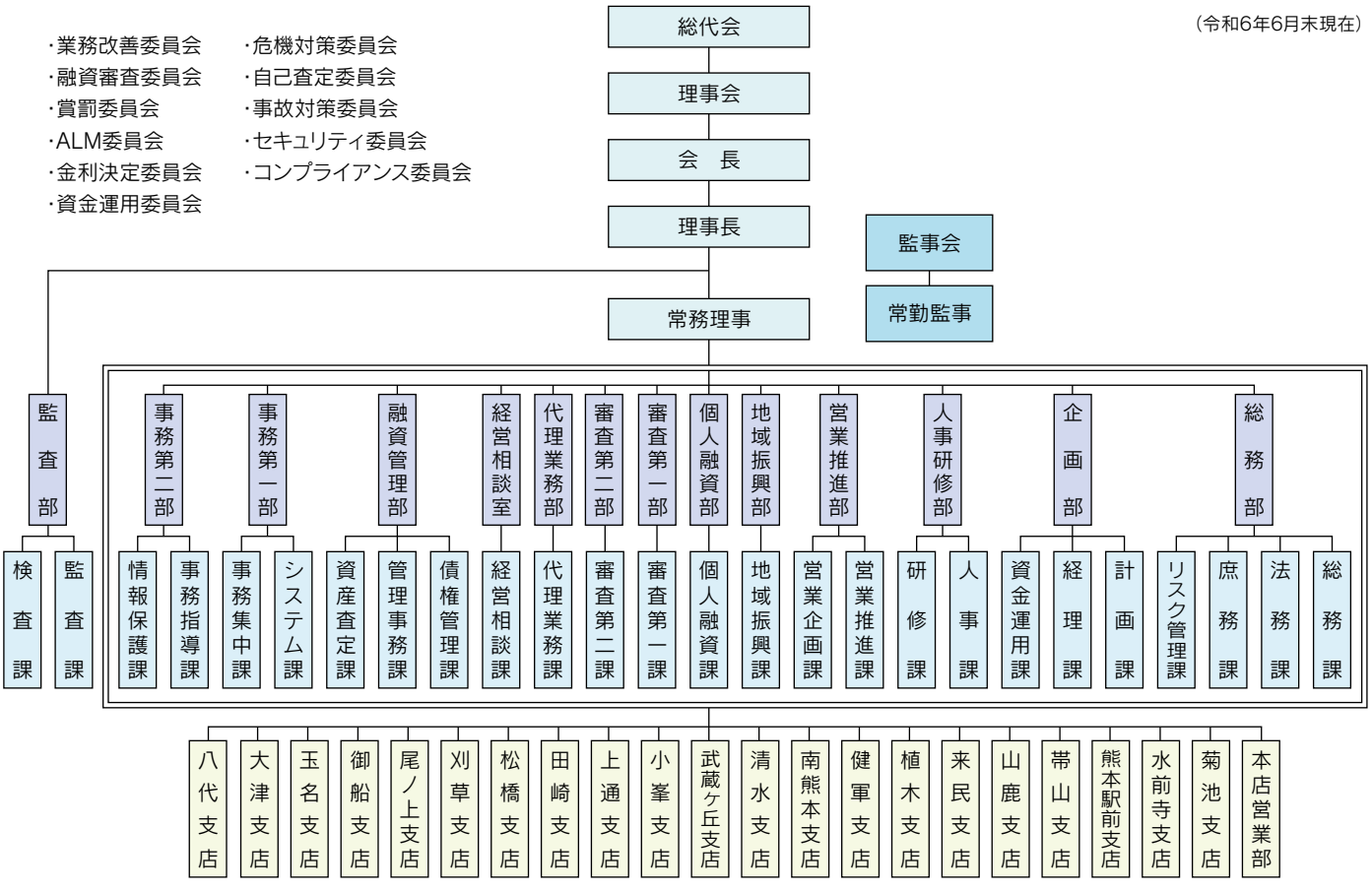

総代会制度

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「相互扶助」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を大切にする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫は会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

□第74期通常総代会の議事内容

令和6年6月18日に開催された第74期通常総代会では、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項についてはそれぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項　第74期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分案承認の件

第2号議案　定款の一部変更の件

第3号議案　定款第15条第2項に基づく会員除名の件

■総代について

(1)総代の任期は3年で、総代の定数は90人以上120人以内です。

(2)総代の選任区域は、当金庫の地区を下記のとおり2区に分けております。

第１区　県北

第２区　県南

(3)選任区域ごとの総代定数は、選任区域の会員数に応じて定めております。

■総代の選任方法について

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選任方法については、信用金庫法、定款、並びに総代選考基準に基づき、下記のような手続きを経て選任しております。

※総代選考基準

①総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。

②総代として相応しい方。

・人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方

・地域における信望が厚く、当金庫に対し協力的な方

・当金庫の経営理念・方針を理解し、取引が良好な方

■総代が選任されるまでの手続き

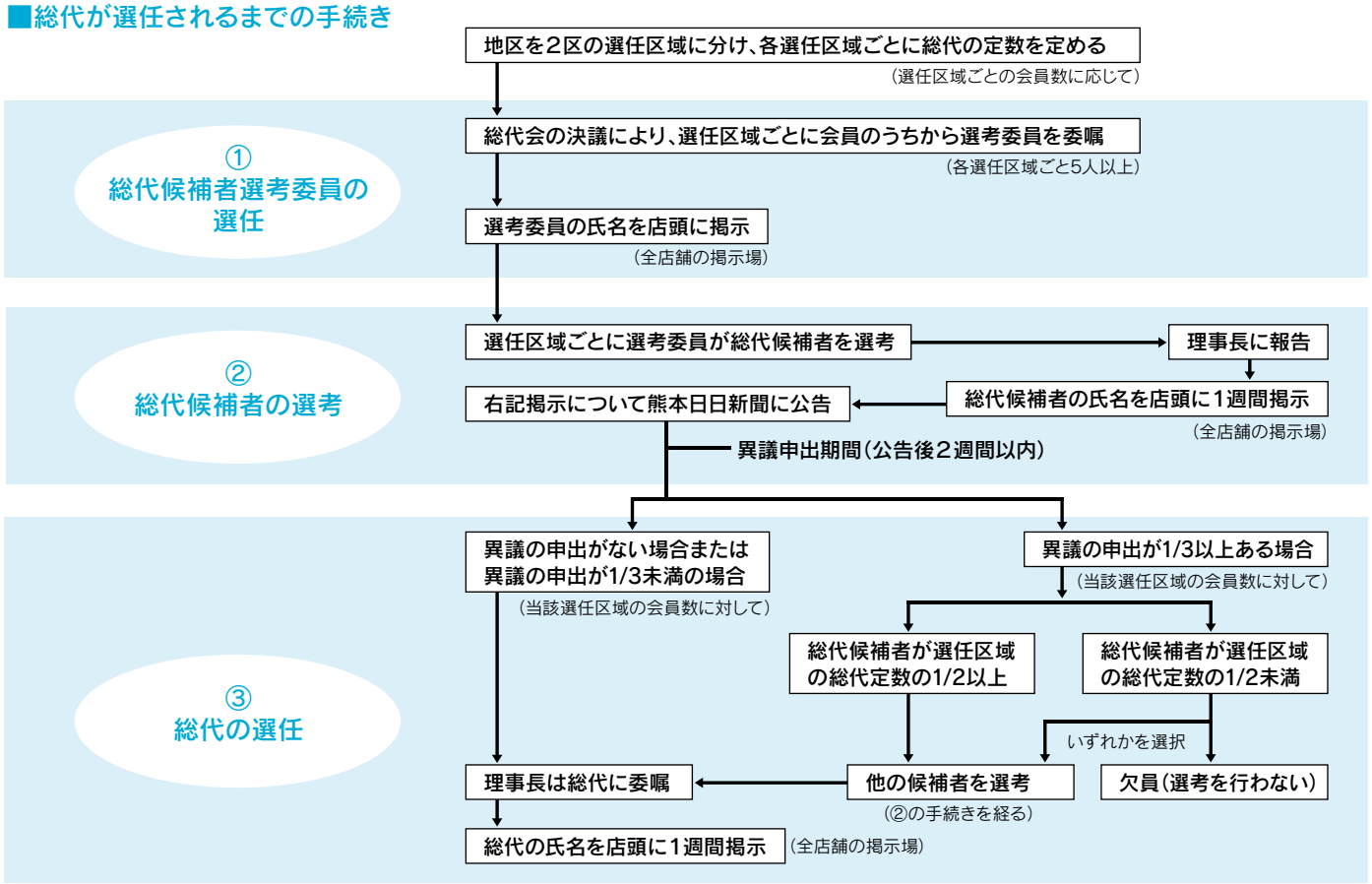

総代の氏名等（五十音順）

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

1　区（57名）						2　区（37名）			
氏　名	就任回数	氏　名	就任回数	氏　名	就任回数	氏　名	就任回数	氏　名	就任回数
荒木　律子	3	戸田　強	2	山部　英則	6	有田満里子	8	原田　之治	7
石橋　妙子	2	富田　正志	8			泉　清	2	藤田　秀人	12
和泉　伸郎	3	中尾　潤一	2			井上雄一朗	4	正清　宗昭	8
伊東山徹代	8	永田　純次	7			今田　周作	2	松崎　幸子	8
稲継　智康	2	永田　佳子	3			上田　功一	6	松村　俊宏	3
岩男留美子	7	中村　圭司	5			上原　康嗣	2	三浦　勲	4
梅守　裕司	2	西　展宏	7			浦田　末光	7	村田　和廣	10
大西　伸夫	6	野中　克浩	5			大石　恭生	2	米満　泰二	3
尾﨑　正	2	原田　賢治	8			大森　敏雄	2	和久田数臣	5
梶尾　次郎	7	原野　利一	10			小山　英文	3		
片桐　英夫	3	藤田　傳次	2			亀井　明徳	2		
叶井　誠司	6	堀　隆章	14			清田　兼示	3		
金澤　義満	3	前川　浩志	6			倉岡　伸行	12		
叶　憲司	6	前原　里子	2			古﨑　正敏	8		
狩場　隆宏	6	正木　誠一	6			小杉　康之	5		
菊田　廣文	6	松尾　具親	2			小屋松徹彦	5		
北野淳一郎	8	松岡　泰輔	14			志岐　和雄	12		
際田　俊一	7	松岡　義博	8			下間　良	10		
工藤　正也	8	松村　英樹	1			鋤馬把祥二	3		
窪寺　洋一	2	丸本洋四郎	11			副島　隆	8		
古閑　豊巳	2	三原　悟	3			田中　芳和	3		
坂本　慶久	6	宮﨑　喜一	7			千原　一朗	3		
猿渡　孝敏	10	宮﨑　隆一	7			寺尾　瀏	7		
重村　慎二	7	宮原　國臣	3			徳永　隆正	6		
竹邉　貫一	7	村上　義幸	4			中島　憲行	13		
田尻　恭久	2	毛利　浩一	8			中島　義和	6		
田中　之博	9	最上太一郎	6			中山　明英	6		
寺田　俊二	6	山内　卓	1			原田　実生	1	（敬称略）	

令和6年6月末現在　　総代総数94名

職業別

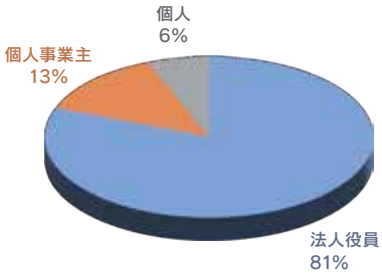

年代別

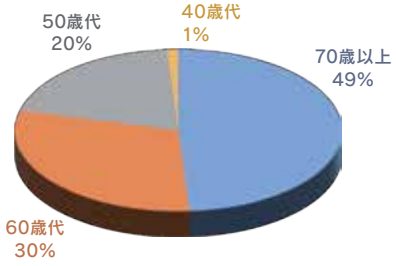

業種別

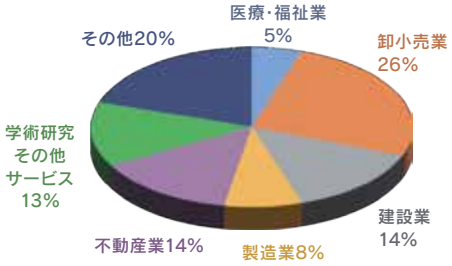

（日本標準産業分類による）

主な事業内容

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫事業のご案内

■預金業務

皆様の様々な貯蓄目的や、生活設計に合わせた商品やサービスの提供を行っております。大切な給与や年金を安全で確実にお受け取りできます。さらに年金受給者の皆様には、通常よりも優遇された金利の高い商品も取り扱っております。

■融資業務

地域の皆様に安定した資金を提供するため各種の融資制度がございます。また、豊かな家庭生活の設計や個人の目的に応じた各種のローンも取り揃えております。

■為替業務

信用金庫間はもとより、国内の銀行等他業態の金融機関ともオンラインにより相互に資金移動でき、手形・小切手等の代金取立も取り扱っております。

■付帯業務

（代理業務）株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの公的資金の代理貸付業務を行っております。日本銀行歳入代理店業務や地方公共団体の公金収納取扱業務等を行っております。

（信託代理業務）信託とは、お客様（委託者）がお金や土地などの大切な財産を信頼できる相手（受託者）に託し、自分または他人（受益者）のために管理・運用させる制度です。受託者は委託者の定めた目的に従って信託財産を管理・運用し受益者に信託利益を交付します。

（投資信託の窓口販売業務）投資信託は、高利回り運用が期待できる金融商品ではありますが、預金とは違い預金保険の対象ではなく元本の保証はありません。

（公共債の窓口販売業務）利付国債・個人向け国債・地方公募債の販売を行っております。

■お客様支援サービス

コンピュータ技術や通信ネットワークの発展を活用した各種サービスを充実して、お客様の経理事務の合理化・省力化・資金運用の効率化にお役に立てるよう積極的に取組んでおります。

≫業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
   - ①債務の保証又は手形の引受け
   - ②有価証券（⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。⑥及び⑧において同じ。）の売買、（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
   - ③有価証券の貸付け
   - ④国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
   - ⑤金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
   - ⑥特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権（民法（明治29年法律第89号）第３編第１章第７節第１款に規定する指図証券、同節第２款に規定する記名式所持人払証券、同節第３款に規定するその他の記名証券及び同節第４款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成19年法律第102号）第２条第１項に規定する電子記録債権を除く。以下⑥において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下⑥において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券（以下「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
   - ⑦短期社債等の取得又は譲渡
   - ⑧有価証券の私募の取扱い
   - ⑨次に掲げる者の業務の代理

     株式会社日本政策金融公庫　　独立行政法人住宅金融支援機構
     独立行政法人農畜産業振興機構　　独立行政法人勤労者退職金共済機構
     独立行政法人福祉医療機構　　日本銀行
     年金積立金管理運用独立行政法人　　独立行政法人農林漁業信用基金
     独立行政法人中小企業基盤整備機構　　西日本建設業保証株式会社
     日本酒造組合中央会　　一般社団法人しんきん保証基金
     公益財団法人不動産流通推進センター　　独立行政法人環境再生保全機構
     株式会社日本政策投資銀行

   - ⑩次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
     イ　金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
   - ⑪信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
     信金中央金庫
   - ⑫国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
   - ⑬有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
   - ⑭振替業
   - ⑮両替
   - ⑯デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。⑰において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（⑤に掲げる業務に該当するものを除く。）
   - ⑰デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
   - ⑱金融等デリバティブ取引（⑤及び⑯に掲げる業務に該当するものを除く。）
   - ⑲金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（⑰に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。）
   - ⑳有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が⑤の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。㉑において同じ。）（②の業務に該当するものを除く。）
   - ㉑有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次又は代理
   - ㉒地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
   - ㉓金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
   - ①保険業法（平成７年法律第１０５号）第２７５条第１項により行う保険募集
   - ②中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の7の5第1項により行う共済募集
   - ③金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項に規定する信託業務
   - ④地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
   - ⑤担保附社債信託法（明治38年法律第52号）により行う担保附社債信託業務
   - ⑥スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
   - ⑦確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
   - ⑧高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
   - ⑨電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
   - ⑩中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

リスク管理

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

金融の自由化や国際化、規制緩和の進展により、金融機関の業務は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しております。

このような環境の下、当金庫が地域の金融機関として信頼していただき、地域社会の繁栄に貢献していくためには、今後も業務の健全性を確保し続けていくことが重要であると考えております。当金庫はこれらのリスクを個別に管理するだけではなく、一元的に管理・計量化かつコントロールしていくことが必要であると考え、統合的なリスク管理態勢を整備し、その高度化に努めております。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先または投資先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、信用リスクの最適化を図るべく管理に取組んでおります。

具体的には、小口多数取引の推進、業種別管理、さらには与信集中によるリスク抑制のための大口与信先管理など、さまざまな角度から分析を行っております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当金計上に関する取扱」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに貸倒実績率や債務者の支払能力等に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場リスク・ファクターの変動により、資産負債の価値が変動し損失を被るリスクや、収益が変動するリスクをいいます。

当金庫では、市場部門（フロント）、事務管理部門（バック）およびリスク管理部門（ミドル）の分離により、相互牽制体制を築くとともに、リスクの状況を把握しつつ、これらの変動に機動的に対応できる体制の強化に努めております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出等によって、必要な資金確保が困難になり、通常よりも著しく不利な条件で資金の調達を余儀なくされる（資金繰りリスク）、あるいは、市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）こと等により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、手元流動性預金と支払準備率を日次管理し、流動性を重視した資金運用を行うことにより安定的な流動性準備量の確保に努めております。

■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営の重要課題の一つとして位置づけ、関係法令を遵守し、管理態勢の構築・強化について対応を行っております。

具体的には、規程等の整備、取引時確認の徹底、システム等による異常取引の検知、疑わしい取引の届け出等により、マネー・ローンダリング等の防止に取り組んでおります。

■サイバーセキュリティ・リスク管理

当金庫では、様々なサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルス感染等の脅威に対し、当金庫のリスクの規模・特性に応じた適切なサイバーセキュリティ・リスク管理に努めております。

具体的には、ネットワークの物理分離対策やウィルス対策ソフトなどによる機器対応、インシデント対応能力の向上、外部機関との情報共有、サイバーセキュリティ・リスクに対する職員の教育等に取り組んでおります。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと定義し、各リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めております。

－事務リスク－

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫は、事務第二部による事務指導や監査部による臨店監査を行う一方、事務規程の整備と機械化・集中化を行い、リスクの極小化に努めております。

－システムリスク－

コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により、あるいはコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターのオンラインシステムを利用して日常業務を行っており、システムの安全管理には万全の体制で対応しております。

－法務リスク－

金融機関の業務や新商品・新サービスの取扱時において、法令違反や不適切な契約等により損失が発生するリスクのことです。

当金庫は法務リスクに関する諸問題に対して、顧問弁護士等と協議を重ねて慎重に対処しております。

－人的リスク－

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害のことです。

当金庫は各種人事関連規程を整備し、差別的行為に対しては通報窓口を設置し、公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

－有形資産リスク－

災害その他の事象から生じる、有形資産の毀損・損害を被るリスクのことです。

当金庫は本支店の有形資産を随時点検し営繕するとともに、建設後長期間経過した建物は計画的に順次改装する等管理しております。

－風評リスク－

事実と異なる情報や風説等が世間に広がることによって、信用が著しく低下し、損失を被るリスクのことです。

当金庫は適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明化を確保し、防止に努めております。

内部管理態勢とコンプライアンス

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫熊本第一信用金庫内部管理基本方針

当金庫は、内部管理態勢の構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置付け、本方針に従って継続的に内部管理態勢の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1．当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針を「コンプライアンスの基本方針」として定める。また、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス・マニュアル」を具体的な手引書とする。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を定める。

(2)法令等遵守を確保する体制として、金庫内の法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部門の設置と、各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当部長」「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。
また、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を置く。

(3)公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる窓口を置く。

(4)内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2．当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)理事の職務の執行に係る情報・文書は、「処務規程、第６章『文書保存』」等に基づき適切に保存・管理する。

(2)理事会、常勤理事会、各委員会等の議事録は、「理事会規程」、「常勤理事会議規程」及び各「委員会規程」等に基づき作成し、適切に保存・管理する。

(3)理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3．リスクの管理に関する規程その他の体制

(1)適正なリスク管理を実現するため、リスク管理の目的やリスク管理体制、役割分担等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程とする。

(2)リスク管理の体制は、この金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。

(3)リスク管理統括部署は、統合的なリスクの状況を定期的に理事会等に報告する。

(4)内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4．当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則３ヶ月に１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、予め常勤理事会等において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

(2)理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員は、これらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するものとし、必要に応じて常勤理事会等において議論を行い理事会に報告するものとする。

(3)理事は、会員及び預金者等の理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5．次に掲げる体制その他の当該金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

①当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、子法人等の代表取締役から定期的に経営の重要事項に関する報告を受けるとともに、当金庫の関係部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。
なお、当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会に報告する。

②当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。

(2)当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当金庫は、子法人等を含む当金庫全体のリスク管理について「リスク管理規程」を準用する。

(3)当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当金庫は、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理、検証し、必要に応じて理事会に報告するとともに、子法人等からの求めがあるときは、個別の事案に応じて当金庫の役職員のうち適切な人材を派遣する。

(4)当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当金庫が策定した「役職員行動指針」をコンプライアンスの考え方の基本とし、これを子法人等の役職員に周知する。

②監事および内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行う。

6．当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1)監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。

(2)監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、理事会等において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

7．当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

(1)監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各担当役員の指揮命令を受けない。

(2)監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

8．当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1)当金庫は監事の監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員を配置する。

(2)当金庫は監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

9．次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

(1)当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制

①理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

イ 理事会で決議された事項
ロ 常勤理事会で決議された事項
ハ 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ニ 経営状況について重要な事項
ホ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ヘ 重大な法令・定款違反
ト 公益通報の状況及び内容
チ その他コンプライアンス上重要な事項

② 職員は前項ハからチに関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。

③ 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(2)当金庫の子法人等の取締役、監査役等その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制

①当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や、当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用することにより、直ちに当金庫の監事へ報告を行うこととする。

②当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。

③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

④当金庫の監事と子法人等の監査役は、相互に監査の状況等について情報交換をすることにより、子法人等を含む金庫全体の監査の充実・強化を図る。

⑤当金庫は、コンプライアンス統括部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等(監事に直接通報された事項を除く)について定期的に報告するよう義務付ける。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当金庫は、金庫のコンプライアンス相談窓口等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係るほか、嫌が

らせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、その旨が定めてある公益通報者保護規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
(2)当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
(3)当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則に則り厳格な処分を行う。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(2)当金庫は、不祥事件発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子法人等の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
(2)代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
(3)監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

≫コンプライアンス(法令等の遵守)

コンプライアンスとは、一般的に「法令等の遵守」と解釈されていますが、当金庫は、コンプライアンスを各種法令、倫理、行動規範、金庫内各種規程等のみならず、お客様との約束ごとまでにいたる「あらゆるルールを遵守する」と解釈しております。
当金庫はコンプライアンスを金庫経営の重要課題の一つとして位置付け、地域に根ざした金融機関として役職員一人ひとりが、あらゆるルールを遵守し、地域社会やお客様から信頼される金融機関を目指しております。

コンプライアンスの基本方針

1.信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2.創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて地域社会の発展に貢献する。
3.法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反することのないように公平な業務運営を行う。
4.社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力は、これを断固として排除する。
5.経営情報の積極的かつ公正な情報開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

コンプライアンス態勢図

(令和6年6月末日現在)

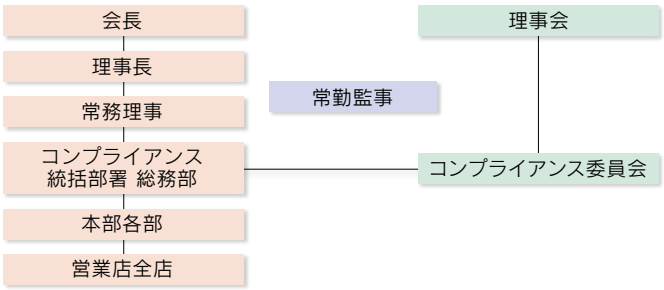

≫熊本第一信用金庫行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)
1.信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)
2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
(法令やルールの厳格な遵守)
3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
(地域社会とのコミュニケーション)
4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
(従業員の人権の尊重等)
5.従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
(環境問題への取組み)
6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
(社会貢献活動への取組み)
7.信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
(反社会的勢力との関係遮断)
8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

以　上

≫反社会的勢力に対する基本方針

私ども熊本第一信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。
1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、熊本県暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

≫内部統制システムの運用状況

理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等、内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。
1.リスク管理体制は、各種のリスク管理規程に従って、当金庫に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。
2.当期における主な会議の開催状況としては、理事会を7回開催し、理事の職務の執行の適法性および効率性を高めるために、非常勤理事、非常勤監事が常時出席しました。また、監事会も7回開催しました。その他、ＡＬＭ委員会、業務改善委員会等を定期的に開催しています。
3.内部監査の実施については、子法人も含めたグループの業務の適正を確保するため、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。
4.職員教育の実施状況としては、職員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての職員に対して教育訓練を定期的に実施しています。

金融ADR制度への対応

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

熊本第一信用金庫　総務部	
住　　所	〒860-8681　熊本市中央区花畑町10-29
電 話 番 号	096-355-6111
ＦＡＸ番号	096-355-6361
受 付 時 間	9:00～17:00(信用金庫営業日)
受 付 媒 体	電話、手紙、ファクシミリ、面談

＊お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは当金庫総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住　　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受　付　日	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)
受 付 時 間	9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、面談

5. 熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名　　称	熊本県弁護士会　紛争解決センター	鹿児島県弁護士会　紛争解決センター
住　　所	〒860-0078　熊本市中央区京町1-13-11	〒892-0815　鹿児島市易居町2-3
電 話 番 号	096-325-0913	099-226-3765
受付日/時間	月～金(祝日を除く)　9:00～17:00	月～金(祝日を除く)　10:00～16:00

東京三弁護士会

名　　称	東京弁護士会　紛争解決センター	第一東京弁護士会　仲裁センター	第二東京弁護士会　仲裁センター
住　　所	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日/時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(https://www.daiichishinkin.co.jp)をご覧ください。

(1)現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客さまは、現地調停をご利用できる弁護士会や仲裁(ＡＤＲ)センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、移管調停をご利用できる弁護士会や仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫はお客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ＡＤＲ制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1)営業店および各部署に責任者を配置するとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
(2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
(3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店または総務部から行います。
(4)お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
(5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する紛争解決センター等を利用することができます。その際には、当該紛争解決センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
(6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
(7)苦情等への対応を実効あるものとするため、内部監査部門等が検証・指導する態勢を整備しています。
(8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
(9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

地方創生
KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫地方創生における当金庫の取組み①

■創業者支援事業

●全店を創業相談窓口とし、よろず支援拠点・日本政策金融公庫・熊本県信用保証協会との連携で創業支援を行っています。

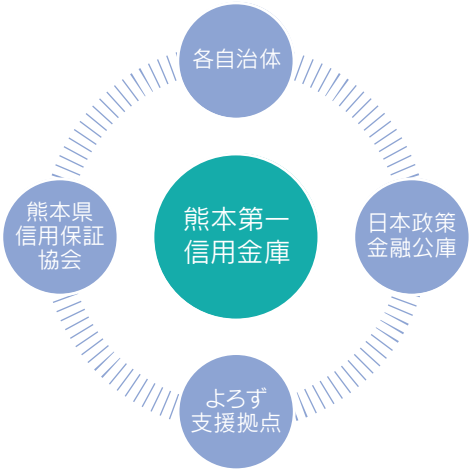

■育成・成長ファンド事業

●「創業・育成」や「成長」のステージにある中小企業者に対して、信金キャピタルによる資本または資本性資金の供給を行うことで、地域産業の活性化に貢献しています。

育成・成長ファンド「しんきんの翼」

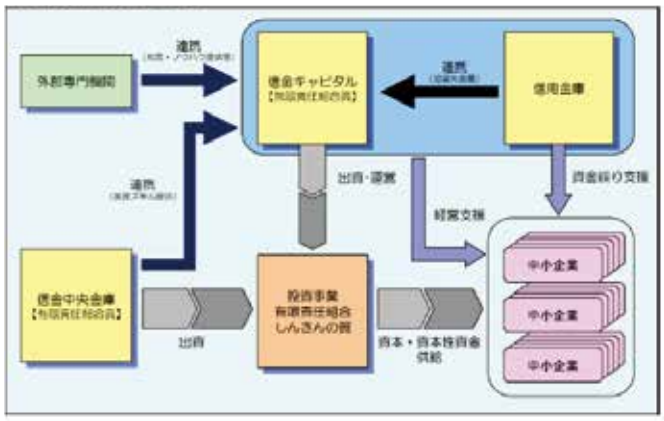

≫地方創生における当金庫の取組み②

■しんきんSDGs私募債「くまもとの未来」

●私募債の引受けを通して、発行企業さまのＳＤＧsの達成に向けた取組みを支援しています。

私募債概要

《私募債による資金調達》

私募債とは、会社が資金を調達する手段として発行する社債のひとつであり、一般に広く募集される公募債と異なり取引先や知人など少数の特定先が直接引き受けることによって発行される社債です。

【主な資金調達方法】

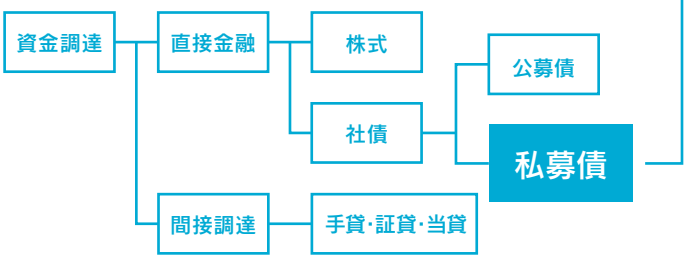

【私募債による資金調達の概略】

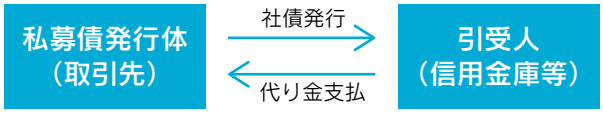

しんきんSDGs私募債「くまもとの未来」のスキーム

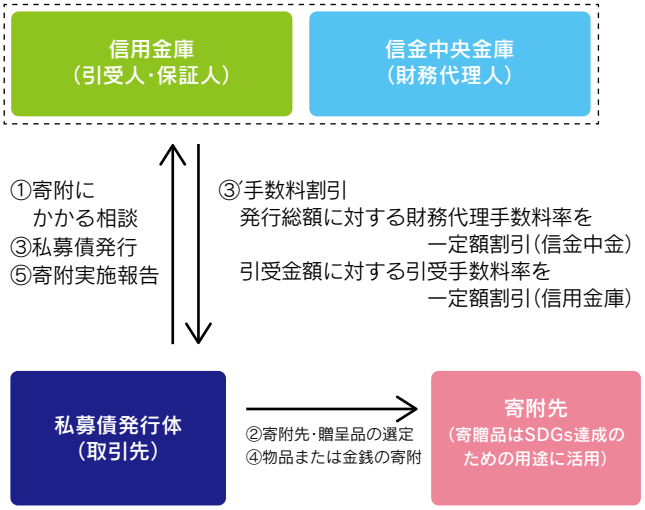

中小企業の経営改善への取組状況

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

1. 中小企業の経営改善に関する取組み方針

当金庫は地域の中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ。）と地域社会の皆様の繁栄に資するため、以下の方針に基づき経営改善支援及び事業再生支援に全力で取り組んでまいります。

（基本方針）

当金庫は地域密着型金融を旨として、お客様との長期的なお取引関係により得られた情報を蓄積・活用し、貸出や経営相談等の強化を図りながら、お客様や地域の皆様との連携・共栄を深めていく所存です。

今後も、地域に根ざしたきめ細やかな営業活動、ご融資先への経営相談、経営支援等地域に密着した活動を展開する事により、お客様や地域のニーズを的確に把握し、地域密着型金融の担い手として、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化への取組みを積極的に推進します。

2. 中小企業の経営支援に関する体制の整備

中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、「中小企業等経営強化法」（平成１１年法律第１８号）において、税務・金融及び企業財務に関する専門知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の中小企業支援機関等を国が「経営革新等支援機関」として認定する制度が設けられており、当金庫は当該支援機関としての第一号認定を受けて中小企業の経営支援体制を整備しております。

今後も、他認定支援機関や外部専門家・外部機関との連携強化を図りながら、新たなコンサルティング業務の展開、事業再生スキームの提案等、取引先の問題・課題を解決する付加価値の高いサービスの提供を通じて、より実効性の高い経営支援及び事業再生支援を行ってまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

⑴ 最適なソリューションの提案

中小企業の経営改善や事業再生には、事業のライフサイクルに応じた経営改善支援が必要となるため、当金庫は積極的にコンサルティング機能を発揮し、それぞれのステージに合った最適ソリューションを提案、提供します。

⑵ 外部機関・外部専門家等との連携強化

複雑化・高度化する経営課題等の相談に対応するため、中小企業診断士等の専門家を中小企業に派遣、多様性・地域性といった中小企業の特性を踏まえた専門的助言や経営支援・事業再生支援に取組みます。

また、当金庫は熊本県信用保証協会を事務局とする「熊本県中小企業経営支援連携会議」の幹事団体として、会員相互の協調体制による迅速かつ的確な中小企業支援の実現のため積極的かつ柔軟に対応してまいります。

⑶ 事業再生支援

熊本県中小企業活性化協議会、熊本県よろず支援拠点、熊本県中小企業診断士協会、九州活性化プラットフォーム、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）と連携し事業再生支援に取組むほか、事業再生ファンド等、多種多様な再生手法の活用を検討します。

⑷ 経営革新等支援機関を活用した中小企業施策等の活用

認定支援機関を窓口とする小規模事業者に着目した各種事業化支援策の周知及び有益な情報提供活動を通じて、それらの積極活用を図り地域経済の活性化に努めていきます。

⑸ 専門人材の育成

専門的知識を有する人材のさらなる育成のため、中小企業診断士やファイナンシャルプランナー等の資格取得を積極的に推奨し、実践的な研修や専門家との同行訪問等の活用により経営支援、事業再生支援のノウハウ蓄積と専担者のスキルアップに努めていきます。

⑹ 事業承継・M＆A支援

令和5年の熊本県内における企業社長の平均年齢は60.2歳と、全国同様に過去最高を更新しております。当金庫は、お取引先の事業承継に関するお悩みや課題、ニーズの掘り起しを行い、信金中央金庫や熊本県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部支援機関との連携を強化して、きめ細やかな対応を行ってまいります。

また、令和3年10月7日、当金庫は中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するために創設された中小企業庁の「M&A支援機関登録制度」における「登録FA及び仲介業者」として登録されました。「中小M&Aガイドライン」を遵守し、適切なM&Aの促進に努めてまいります。

4. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用について

当金庫では、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の目的や内容を踏まえ、お客様との継続的かつ良好な信頼関係を構築するとともに、企業のライフステージに沿った取り組みを支援し、「平時」、「有事」それぞれの段階において、金融機関としての役割を果たしていきます。また、「中小企業の事業再生等のための私的整理手続」を新たな選択肢として提供し、第三者支援専門家と連携し、お客様が迅速かつ柔軟に事業再生等に取組めるよう努めてまいります。

≫中小企業等への経営支援態勢

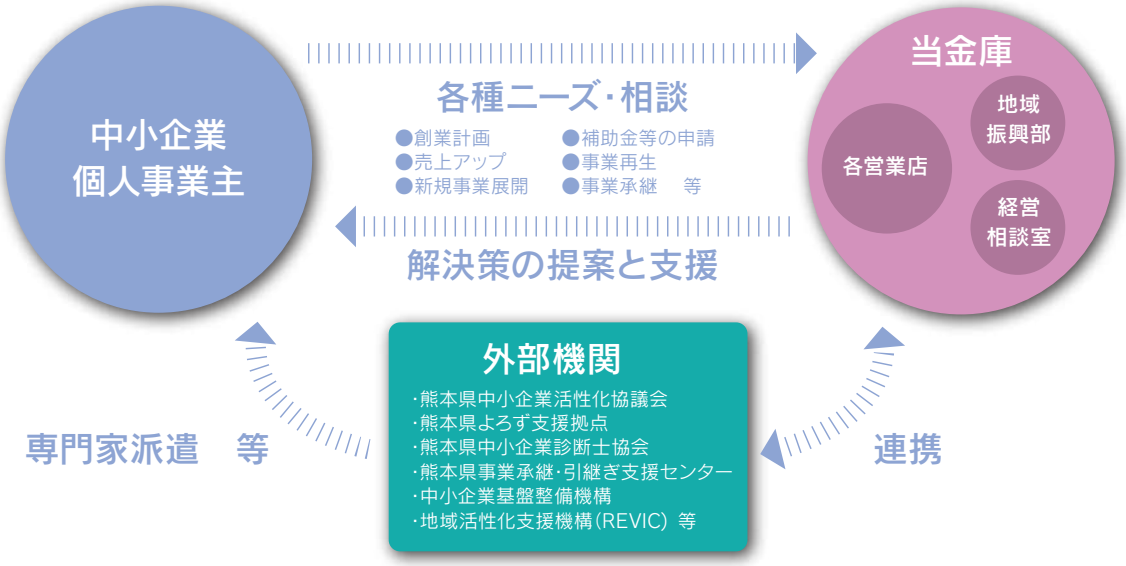

経営者保証に関する取組方針

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

1 お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

2 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

3 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

4 お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

5 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

6 お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

≫経営者保証に関するガイドラインの活用状況について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和5年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は762件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は26.09%、保証契約を解除した件数は20件です。また当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の事案はありませんでした。

八代市・八代妙見祭

熊本第一しんきんSDGs宣言

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

熊本第一信用金庫は、昭和25年8月の誕生以来「地元と共に豊かな未来」のスローガンのもと、皆様と共に歩んで参りました。地域に寄り添う信用金庫の相互扶助の精神は、生まれながらにSDGsを体現してきたものと言えます。私たち熊本第一信用金庫は、SDGsの趣旨に賛同し、持続可能な地域社会の実現に向け貢献する事を目的とした「熊本第一しんきんSDGs宣言」を制定するとともに、格差是正・経済の発展・環境問題など、様々な社会課題の解決に向け、地元熊本のために全役職員が主体的に取り組む事を宣言いたします。

≫当金庫のSDGsへの取り組み

■地域社会繁栄と、豊かな生活の実現への貢献

進学サポートローン「未来」
Kidsしんきん教室
教育ローン、教育カードローン
学割

めぐり逢いパーティー
ロアッソ熊本応援定期預金
熊本城復興支援定期預金「天守閣」

■地域経済発展への支援

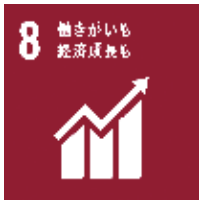

よかボス企業
よろず支援拠点相談会
インターンシップ

職域サポート制度
コラボ産学官熊本
ビジネスマッチング
しんきんの翼

スキルシフト
ハイプロ
プロ人材戦略拠点連携

ロアッソ熊本
火の国サラマンダーズ
経友会

■環境に配慮した地域づくり

太陽光発電事業ローン
バイオマス発電事業ローン
小水力発電事業ローン
カーライフプラン（プライム）

阿蘇草原再生定期預金
グループ補助金（熊本支援）
熊本水害ボランティア支援
阿蘇野焼きボランティア
e-dash（株）との業務提携
（カーボンニュートラルの取組み）

しんきんアグリサポートローン「豊作」

環境問題への取組み

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫熊本第一信用金庫　環境方針

【基本理念】

熊本第一信用金庫は、熊本県に営業基盤をおく地域金融機関として、次世代へ郷土の豊かな自然環境を引き継ぐため、役職員一人一人が毎日の業務を通じて、地域の環境改善や文化創造への貢献に積極的に取り組みます。

【基本方針】

1. 環境に関する法令や規則の他、当金庫が定めるその他の取決め事項等を遵守し、環境保全の継続的な改善に努めます。
2. 当金庫の全ての事業活動が環境に与える影響を適切に評価し、改善するための体制を定期的に見直すことによって、継続的な環境改善と汚染の予防に努めます。
3. 金融サービスを通じて環境の保全・保護に関する事業のお手伝いを行い、環境負荷の軽減を図り、環境問題に関する地域貢献を積極的に推進します。
4. 当金庫役職員が常に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境保全に関する意識の高揚に努めます。
5. この環境方針は、当金庫の役職員へ周知するとともに、ホームページ等で皆様にも公表します。

顧客保護等への取組み

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫顧客保護管理態勢

多様化する金融ニーズにお応えし、お客さまとの適切な取引を確保するために、商品・サービスに係る適切な説明やお客さまの声への十分な対応、お客さま情報の適切な管理等を行うべく態勢の整備を図っております。

○顧客説明管理態勢

当金庫はお客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、お客さまに対してその知識、経験、資産の状況及び契約の目的に応じた情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。

○顧客サポート等管理態勢

当金庫はお客さまからのご相談・ご要望・苦情等に対して、お客さまの理解と信頼を得られるように公正・迅速・適切な対応を行い、お客さまの正当な利益が確保されるよう努めております。

○顧客情報管理態勢

当金庫はお客さまに関する情報は法令等に従って適切に取得するとともに、不正アクセスや情報の流失・紛失等を防止するよう、厳正な取扱いを行うよう徹底しております。

○外部委託管理態勢

当金庫が行う業務を外部に委託する場合においては、その業務を適切に遂行できる能力を有するものに委託先を限定するとともに、委託先における委託業務の処理状況や秘密保持管理状況等について、定期的または必要に応じて検証しております。

○利益相反管理態勢

当金庫は当金庫とお客さまの間、当金庫のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切な管理を行っております。

≫金融商品に係る勧誘方針

当金庫では、お客さまに金融商品をお勧めする際に遵守すべき勧誘方針を以下のとおり策定し、職員に徹底しております。また、お客さまが、金融商品の内容を十分ご理解いただいたうえで判断いただけるよう、職員への十分な教育・研修を行っております。

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融商品に関する苦情・ご相談は、取扱営業店または下記までお申し出ください。
熊本第一信用金庫　営業推進部　電話番号：096-355-6115
受付時間：8:45～17:30（信用金庫営業日）

荒尾市：万田抗

個人情報保護

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

令和4年4月1日

熊本第一信用金庫
〒860-8681 熊本市中央区花畑町10番29号
理事長　鴻池 卓児

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

（1）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
（2）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2.個人情報等の取得・利用について

（1）個人情報等の取得
○当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
○お客様の個人情報は、
①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
②営業店窓口係や営業係等が口頭でお客様から取得した事項
③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
⑤その他一般に公開されている情報
等から取得しています。

（2）個人情報等の利用目的
○当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
○お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

A.個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的
（業務内容）
①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
②公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
③その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
（利用目的）
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
（法令等による利用目的の限定）
①信用金庫法施行規則第１１０条等により、個人情報機関から提供をうけた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第１１１条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的
①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑤教育資金非課税制度に関する法定書類作成・提供事務のため
⑥結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度に関する法定書類作成・提供事務のため
⑦上記①～⑥以外の税法に規定する法定書類作成・提供事務のため
⑧預金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページのほか店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

（3）ダイレクト・マーケティングの中止
当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

○お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
○お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
○お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
○お客様からの個人情報等の利用目的の通知ならびに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
○以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

（1）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
（2）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
（3）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
（4）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
（5）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
（6）アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
○キャッシュカード発行・発送に関わる事務
○定期預金等の期日案内等の作成・発送に関わる事務
○ダイレクトメールの発送に関わる事務
○情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】
熊本第一信用金庫　事務第二部 情報保護課
住　　所：〒860－8681 熊本市中央区花畑町10番29号
電話番号：096－355－6946
窓口の時間帯：9:00～17:00（信用金庫営業日）
FAX：096－355－6899/E メール：mail@daiichishinkin.co.jp

DXの取組みについて

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

当金庫では、お客様の利便性向上を図るため、DXの技術を駆使して各種サービスの提供に取り組んでいます。

窓口のお手続きが伝票レスの タブレット入力で簡単に「窓口支援システム」

窓口でのお客様のご負担軽減とお手続きのスピードアップを図るため窓口支援システムを導入し、全営業店に窓口タブレット端末を設置しています。

窓口での入出金や口座開設等のお手続きがタブレットの簡単な操作でスピーディーに完了しますので、煩わしい伝票記入の必要がなく、紙資源の節約にも繋がっています。

操作につきましては職員がサポートいたしますので、初めてのお客様でも安心してご利用いただけます。

来店不要で普通預金口座開設ができる 「スマホ口座開設アプリ」

当金庫の口座開設アプリは、「本人確認書類」を郵送することなく、簡単・便利に口座開設のお申し込みができるアプリです。

アプリ内で当金庫所定のお客様情報をご入力いただき、「本人確認書類」を撮影、送信いただくことで口座開設お申し込みが完了します。

また、併せて、インターネットバンキングのお申し込みを行うことができます。

いつでもどこでもスマホで入出金明細や残高を 確認できる「しんきん通帳アプリ」

個人のお客様向けに、場所や時間を選ばず入出金明細や口座および保有資産の残高が確認できる、しんきん通帳アプリを提供しています。

アプリをインストール後、併せて紙通帳から通帳レスへの切り替えを選択することで、スマホへの紙通帳の明細イメージの表示や、総合口座定期預金の新約および解約もできるようになります。

バーコード付きの納付書なら受け入れＯＫ 「しんきんバーコード収納サービス」

当金庫では全営業店の窓口にバーコード収納サービスを導入しています。

バーコードが付いていれば、税金やクレジット、ネットショッピング代金等、ほとんどの払込票※のお取り扱いが可能です。

コンビニエンスストアと同じ手軽さで、お客様をお待たせいたしません。

※取扱店名に「ＭＭＫ設置店」の記載がある払込票になります。

為替業務のアウトソーシングで業務を効率化 「為替ＢＰＯ（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）」

処理の効率化と迅速化を図るため、振込み等の為替発信業務を外部委託する為替ＢＰＯを導入しています。

お客様に作成いただいた振込伝票をそのままＯＣＲ（光学文字認識）方式で取り込むため、手作業による入力事務が発生せず、誤入力などのミスを防ぐこともできます。

新たに創出された時間を有効に活用して、お客様への更なるサービス向上に努めています。

営業のご案内

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

預金業務

種類		内容と特色		期間	預入単位
総合口座		一冊の通帳に普通預金、定期預金さらに自動融資がご利用できる家計簿がわりの便利な口座です。(個人の方に限ります) 給与、年金などの自動受取りおよび公共料金などの自動支払いがご利用いただけます。 いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高300万円までの自動融資がご利用いただけます。			
普通預金		出し入れご自由。 キャッシュカードで自動サービスコーナーをご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位
貯蓄預金		金額段階別金利が適用され、自由に使って資金を増やす預金です。 キャッシュカードもご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位
通知預金		まとまった資金の短期運用商品です。		7日以上	1万円以上 1円単位
当座預金		商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払のための預金です。		自由	1円以上 1円単位
決済用普通預金		預金保険制度により全額保護されます。利息はつきません。 キャッシュカードもご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位
納税準備預金		納税に備える預金です。非課税でご利用いただけます。		自由	1円以上 1円単位
定期預金	スーパー定期	お預け入れ時の金融情勢により金利が決定されます。個人の方は、さらに有利な複利型での運用もできます。		1ヶ月以上5年以内	100円以上 1円単位
	大口定期預金	金利はお預け入れ時の金融情勢に応じて、当金庫設定の高金利を設定し店頭に表示します。大口の資金運用に最適、有利です。		1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上 1円単位
	期日指定 定期預金	お預け入れ時の金融情勢により金利が決定されます。満期日は、預入日の1年経過後から3年間の任意の日を指定できます。(個人の方に限ります)		最長3年	100円以上 300万円未満 1円単位
	利息分割受取型 定期預金	スーパー定期および大口定期預金で、満期日までの中間(1、2、3、4、6ヶ月)で利息を受け取ることができる預金です。(個人の方に限ります)		1年以上5年以内 (1年単位)	100円以上 1円単位
	変動金利 定期預金	預入期間6ヶ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利定期預金です。		1年、2年、3年	100円以上 1円単位
	積立定期預金 (自由積立式)	目標額にあわせてマイペースで無理なく有利に積み立てが出来ます。 (自由積立式は個人の方に限ります)		満期日確定方式 1年以上5年以内 自由方式 自由	100円以上 1円単位
定期積金		目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる商品です。		1年以上5年以内 (1年単位)	1,000円以上 1円単位
財形貯蓄	財形年金貯蓄	個人年金づくりを目的とした預金です。	元利金合計 550万円まで 非課税	5年以上	100円以上
	財形住宅貯蓄	持ち家の取得や増改築を目的とした預金です。		5年以上	100円以上
	一般財形貯蓄	勤労者の方を対象とした貯蓄目的自由な預金です。		3年以上	100円以上

融資業務

種類	内容と特色	融資金額等	期間
各種制度融資	熊本県、熊本市などの制度融資を積極的に取り扱っております。	―	―
代理業務	日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、信金中央金庫等のご融資を取り扱っております。	―	―
事業者カードローン「大吉」	事業資金をカードで利用いただける、便利なローンです。繰り返し利用できますので、借入毎の面倒な融資の手続きは不要です。	預金担保 300 万円～ 3,000 万円 不動産担保 300 万円～ 2,000 万円	1 年毎更新
しんきんアグリサポートローン「豊作」	法人・個人農業者向けの日本政策金融公庫と提携した事業者ローンで、運転資金や設備資金をご融資いたします。	法人・個人 100 万円～ 6,250 万円	1 年以上 7 年以内 （据置期間 1 年以下） 日本政策金融公庫の承諾要
ビジネスローン「本丸」	担保・保証に過度に依存しない商品として、財務内容に応じて、無担保・代表者のみの保証で迅速にご融資いたします。	法人のみ 100 万円～ 2,000 万円	3 ヶ月以上 5 年以内
創業サポートローン「初陣」	日本政策金融公庫と連携した創業者向けの融資商品。新規開業に必要な運転・設備資金に対応いたします。	運転資金 1,000 万円以内 設備資金 1,000 万円以内	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内
地域活性化ローン「出陣」	日本政策金融公庫と連携した事業者向けの融資商品。地域活性化を図る事業を営む方で、運転・設備資金に対応いたします。	7,200 万円（内、運転資金 4,800 万円）以内	各融資制度で定める返済期間以内
特別住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築などの資金 （5 年・10 年固定金利型）	50 万円～ 1 億円	1 年以上 40 年以内
無担保住宅ローン	申込人及び家族が居住する住宅資金に「無担保」で対応	1,500 万円以内	20 年以内
リフォームローン	住まいのリフレッシュプランに	1,000 万円以内	15 年以内
教育ローン	大学・短大・専門学校等の教育関連資金、進学に伴う引越し費用	1,000 万円以内	16 年以内
マイカーローン	自動車・二輪車の購入、免許取得費用、車検費用等	1,000 万円以内	15 年以内
フリーローン	使いみち自由（ローン、クレジット等の借換にも使えます）	500 万円以内	10 年以内
一般個人ローン	消費性資金全般	500 万円以内	10 年以内
ＣＳフリーローン	使いみち自由（ローン、クレジット等の借換にも使えます）	500 万円以内	10 年以内
一信たすけ	現在返済中のローン、クレジットの借換（不動産担保が必要）	100 万円～ 2,000 万円	20 年以内
ＯＳフリーローン	使いみち自由（ローン、クレジット等の借換にも使えます）	500 万円以内	10 年以内
ＯＳ教育ローン	高校から大学院までの受験、入学、在学中にかかる費用	200 万円以内	10 年以内
カードローン	使いみち自由（返済方法は随時返済型、定額返済型があります）	10 万円～ 500 万円	1 年～ 3 年 （自動更新）
教育カードローン	お申込人の子弟、孫、被扶養親族の教育関連資金	500 万円以内	卒業まで

※各種ローンは、融資対象が限られている場合や、不動産担保・保証など一定の基準を満たす必要があります。
　また、お申込の状況によってはご融資できない場合もございますので、ご了承ください。なお、ローンのご利用に際しましては無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。
※各種ローン（事業性資金、カードローンを除く）に団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付団体信用生命保険等を付保することができます。

証券業務・保険業務 他

■投資信託の窓口販売業務

種類	内容
投資信託の窓口販売	投資信託は、お客様からお預かりした資金を一つにまとめ、投資信託会社の資金運用のプロ（ファンドマネージャー）によって、債券・株式・不動産等の多くの資産に分散投資し、その運用成果をお客様に還元する商品です。 豊かな将来設計のためには、単なる「ためる」から「ふやす」ことを考慮に入れたバランスのよい資産形成を考えることも大切です。投資信託は中長期的な資産運用に適した金融商品といえます。 当金庫ではお客様の多様なニーズに応えるため、国内外の債券・株式・不動産に投資する25種類（令和6年6月30日現在）の商品を取り揃えているほか、毎月1万円から累積投資ができる「定時定額買付」もご利用いただけます。 少額投資非課税制度として1人年間240万円の「成長投資枠」、1人年間120万円の「つみたて投資枠」もご利用いただけます。「つみたて投資枠」では、長期・分散に適した4商品を取り揃えており、毎月5千円から購入することができます。

■保険商品の窓口販売業務

種類	内容
損害保険商品の窓口販売	住宅ローンをご利用されるお客様に安心をお届けする「住宅ローン関連長期火災保険」や「債務返済支援保険」、海外旅行中のケガや病気を補償する「海外旅行傷害保険」、日常生活でのケガや予期せぬ損害賠償に備える「標準傷害保険」をお取扱いしております。
生命保険商品の窓口販売	「一時払い終身保険」、「医療保険」、「がん保険」、「学資保険」をお取扱いしております。

■共済の窓口販売業務

種類	内容
まごころ共済	まさかの自動車事故の備えのための共済をお取扱いしています。
日本フルハップ	中小事業主が行う事業に従事する方のケガの補償・防止・福利厚生の充実のための共済をお取扱いしています。

■信託業務

種類	内容
信託契約代理店業務	委託者の相続発生時において複雑な相続手続きを経ずに、事前に指定した受取人による円滑な資金の受取りを可能とするしんきん相続信託「こころのバトン」、贈与に係る書類の作成や振込手続きなどの贈与手続きを信金中金がサポートし、贈与の記録を残すことで簡単な生前贈与を可能とするしんきん暦年信託「こころのリボン」をご利用いただけます。

■各種サービス

種類	内容
口座開設アプリ	アプリ内で当金庫所定のお客さま情報をご入力いただき、スマホで「運転免許証」と「印影」を撮影、送信いただくことで普通預金の口座開設お申し込みが完了します。また、併せて、インターネットバンキングのお申し込みを行うことができます。
通帳アプリ	個人のお客様であれば、お持ちの普通預金口座が通帳レスになり、スマートフォンのアプリで口座および保有資産の残高や取引履歴の確認ができるようになります。
キャッシュサービス	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・ゆうちょ銀行・セブン銀行やローソン銀行等のATM等でキャッシュカードをご利用いただけます。当金庫は土曜・日曜・祝日も全店舗でご利用いただけます。またご利用時間は、平日夜8時（一部の店舗は夜7時まで）、土曜・日曜・祝日は夜7時までとなっております。
ことら送金	個人のお客様であれば、スマホ等で「Bank Pay」アプリをご利用いただくことで、手数料なしで10万円までの個人宛振込ができます。
自動受取り	給与・年金・配当金などが指定の口座で自動的にお受取りになれます。
自動支払い	電気・電話・ガス・水道・NHKの5大公共料金をはじめ、熊日購読料・クレジット代金・国税・地方税・保険料・学費などをご指定の口座から自動的にお支払いできます。
クレジットカード	しんきんVISA・しんきんJCBなど各種クレジットの決済と加盟店へのご加入をお取次ぎいたします。
マルチペイメントネットワークサービス	インターネットバンキングでPay-easy（ペイジー）を利用して税金等のお支払いができます。また、インターネットバンキング契約が不要な「マルペイダイレクト」も取扱っております。
インターネットバンキング	インターネットに接続できるパソコンから残高照会やお振込などをご利用いただけます。個人のお客様はスマホでのご利用も可能です。また、法人や個人事業主のお客様は、便利な一括データ伝送もご利用いただけます。
でんさいサービス	手形・小切手に代わる決済手段で、事業者の事務省力化、資金調達の円滑化を図ることができるサービスです。
ATM振込	当金庫の本支店・全国の信用金庫・銀行等への振込がご利用いただけます。 全店舗でお取扱いしております。ご利用時間は、午前8時45分より稼働終了時刻までとなっております。
ポイントサービス	お客様のお取引に応じて、ローン金利や各種手数料の優遇が受けられるポイントサービスです。
「学割」サービス	15歳から25歳以下の学生の方に対し、学生の間はATMの利用手数料を「無料」とするサービスです。
スポーツ振興くじ「toto」の払出し業務	本店・菊池・熊本駅前・山鹿・植木・健軍・清水・上通・松橋・大津の各店で当選金の払戻しができます。

主な手数料のご案内 令和6年6月30日現在

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

■ATM利用手数料一覧

（単位：円）

	区分	平日			土曜		日曜・祝日
		8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	9:00～14:00	14:00～19:00	9:00～19:00
当金庫	入金	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	出金	110	無料	110	110	110	110
他信用金庫	入金	110	無料	110	無料	無料	110
	出金	110	無料	110	110	110	110
提携金融機関	入金	220	110	220	220	220	220
	出金	220	110	220	220	220	220
ゆうちょ銀行	入金	220	110	220	110	220	220
	出金	220	110	220	110	220	220

※提携金融機関のカードでのご入金はご利用できない金融機関があります

■振込手数料

（単位：円）

			3万円未満		3万円以上	
			会員	非会員	会員	非会員
窓口		自店宛	330	330	330	550
		本支店宛	330	330	330	550
		電信扱（他行宛）	550	660	660	880
		文書扱（他行宛）	550	660	550	880
ATM	当金庫キャッシュカード利用	自店宛	無料	55	55	110
		本支店宛	無料	55	55	165
		他行宛	275	330	385	495
	他行庫キャッシュカード利用	自店宛	110	110	220	220
		本支店宛	110	110	330	330
		他行宛	440	440	660	660
	現金	自店宛	110	110	330	330
		本支店宛	220	220	440	440
		他行宛	550	550	660	660
ホームバンキング・ファームバンキング・しんきんテレホンバンキング・しんきん自動振込・インターネットバンキング		自店宛	無料	無料	無料	無料
		本支店宛	55	110	110	165
		他行宛	330	385	440	550

■代金取立手数料

（単位：円）

小切手（1枚当たり）		金額
直接預金入金できる小切手		無料
取立後預金入金する小切手（振出日取立小切手など）		440
手形・その他（1枚当たり）		**金額**
電子手形交換所へ持込できるもの		440
上記以外のもの（個別取立）		1,100
特殊扱い		**金額**
送金・振込組戻し手数料		送金・振込手数料と同じ（給与振込も一般振込と同額）
振込内容変更手数料		660
取立手形組戻料	自店宛	無料
	その他宛	660
取立手形店頭呈示料		660
不渡手形返却料		660

■振込取扱手数料

（単位：円）

区分	金額
紙帳票による総合振込・給与振込の基本手数料（持込1枚当たり）	220
振込単票手数料（5枚以上持込）	220

■その他の主な手数料

（単位：円）

区分		金額
法人インターネットバンキング月間手数料		1,100
ファームバンキング月間手数料		3,300
通帳・証書・キャッシュカード再発行手数料		1,100
証明書発行手数料		550
マル専口座開設手数料		3,300
マル専手形代（1枚当たり）		770
約束手形帳発行手数料		2,200
小切手帳発行手数料		2,200
手形・小切手帳振出署名判登録料		5,500
融資証明書発行手数料	（証明金額1億円未満）	5,500
	（証明金額1億円以上）	11,000
硬貨入金手数料	1枚～100枚	無料
	101枚～1,000枚	550
	以降、1,000枚毎に550円が加算されます	

トピックス
KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

■台湾旅行の開催

令和6年3月1日～3月4日、令和6年3月8日～3月11日に阿蘇くまもと空港と台北桃園国際空港との定期便就航を記念した台湾旅行を開催しました。現地ではＴＳＭＣの博物館「体積創新館」や国立台湾博物館などを訪れ、半導体産業の発展やＴＳＭＣの歴史、仮想現実（ＶＲ）で近未来の地域を体験し、参加者から「将来の熊本がどのように発展していくのか、リアルにイメージすることができた」との声もいただき好評でした。

■商工中金とのサステナブルファイナンスにおける連携

環境や社会に配慮した事業活動や、企業のガバナンス向上の取り組みをご支援するために、令和6年3月、商工中金熊本支店と連携し「サステナブルファイナンス」の取り扱いを開始しました。政府系金融機関との連携により、外部環境や経営課題の変化に対応し、事業の持続可能性を高めるための支援に取り組みます。

具体的には、お客様の事業における「環境・社会・経済」への取り組みを分析・評価し、目標(KPI)を設定後、商工中金と当金庫で協調融資を行います。その後、定期的にKPIの進捗状況をモニタリングしながら、目標達成に向けてお手伝いします。お客様には、対外的なアナウンス効果もあることから、企業価値向上につながるメリットが期待できます。

企業の「社会的・経済的価値」、「働き手の幸せ」を求めながら、この取組みを通じて、お客様とともに持続可能な社会の実現へ貢献いたします。

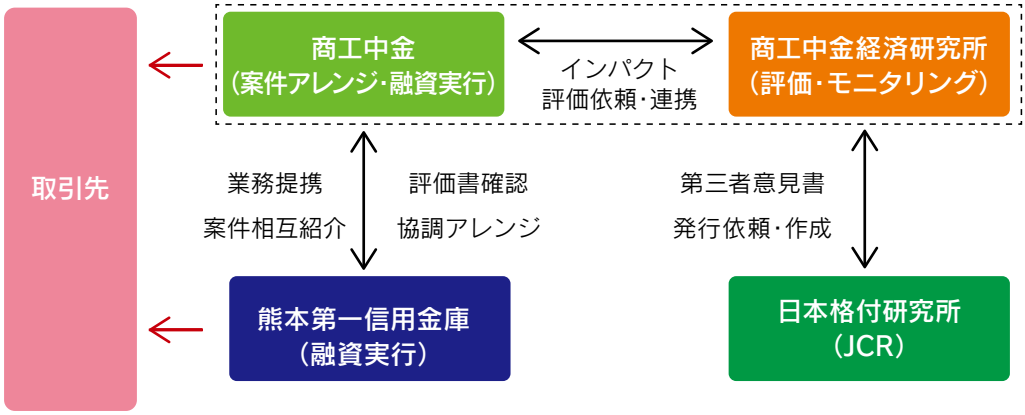

※商工中金経済研究所が作成したインパクト評価書に基づき、当金庫及び商工中金が協調融資。

■熊本城復興支援定期預金「天守閣」

この商品は、熊本城の復興支援を目的として発売しております。本商品の預金総額に応じて、熊本市に熊本城災害復旧支援金を寄附するもので、令和5年度は60万円を寄附しました（寄附金については、お客さまのご負担はございません）。

本年度も、「天守閣」第6弾の取扱を行っており、引き続き熊本城復興への支援を続けてまいります。

■感謝の集い

当金庫は、お取引先への情報提供の一環として各業界から講師をお呼びし講演会を実施しております。

ＮＨＫエンタープライズ
エグゼクティブ・プロデューサー　堅達 京子 氏
演題「気候変動の現状と脱炭素社会の実現に向けて」

（令和5年10月5日）

■Ｋｉｄｓしんきん教室

お金や経済について楽しく学べる金融講座「第9回Ｋｉｄｓしんきん教室」を、令和5年8月8日に本店ビル7階ホールで開催しました。コロナの影響もあり4年振りの開催となりましたが、多くの子供たちに、クイズや札勘、名刺交換などを体験していただきました。

■「よかボス企業」に登録

当金庫は、熊本県「よかボス企業」に登録されております。

「よかボス」とは、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く職員等の仕事と生活の充実を応援するボス（企業の代表者）のことで、熊本県ではこの「よかボス」がいる「よかボス企業」を熊本県内全体に広げ、仕事と子育ての両立支援や働きやすい環境づくりを推進することにより、県民の総幸福量の最大化を目指すことを目的として創設されたものです。

当金庫でも「よかボス宣言」を行い、職員の仕事と生活の充実を応援するとともに、お客様の御結婚、子育て支援等にも様々な地域貢献活動を通じて引き続き積極的に取り組んで参ります。

■各種団体信用生命保険付証貸ローン

当金庫では、各種ローン（事業性資金を除くフリーローン・教育ローン・マイカーローン・リフォームローン等）に安心保障をプラスした商品を発売しております。

就業不能保障保険付団体信用生命保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険等を個人向け証貸ローンに付保（セット）することで、所定の保険金支払い事由に該当した場合、その保険金により借入残高を0円にするものです。

■固定金利型融資商品「特別住宅ローン」

当金庫は、地域活性化を図るため、固定金利型（5年固定型・10年固定型）の融資商品「特別住宅ローン」を発売しております。

「特別住宅ローン」は、借入期間最長40年で、5年固定型は融資年率0.95%（別途保証料）、10年固定型は融資年率1.35%（別途保証料）であり、3大疾病保障特約付団体信用生命保険及び就業不能保障保険付団体信用生命保険（加入対象年齢20歳以上51歳未満）、一般団体信用生命保険（加入対象年齢20歳以上70歳未満）が金利込みとなっています。

（融資年率などの商品概要は、変更になる場合がございます。）

（令和6年6月末現在）

信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

≫概　要

■創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

■上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード 8421）。

資金量 34兆円

会員数 254金庫

役職員数 1,263人

拠点数 国内14拠点 海外6拠点

2024年３月末時点

≫事業内容

信金中金は、さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。

■地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

■信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

■機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ＥＳＧ投融資等を推進しています。

≫外部格付

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2024年３月末時点

格付会社	長　期	アウトルック	短　期
Moody's	Ａ１	安定的	Ｐ－１
S&Pグローバル・レーティング	Ａ	安定的	Ａ－１
格付投資情報センター	Ａ＋	安定的	－
日本格付研究所	ＡＡ	安定的	－

≫中期経営計画

≫信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に拡がる254の信用金庫は、約7,100店舗のネットワークを形成しているほか、878万人の会員と161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には6拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

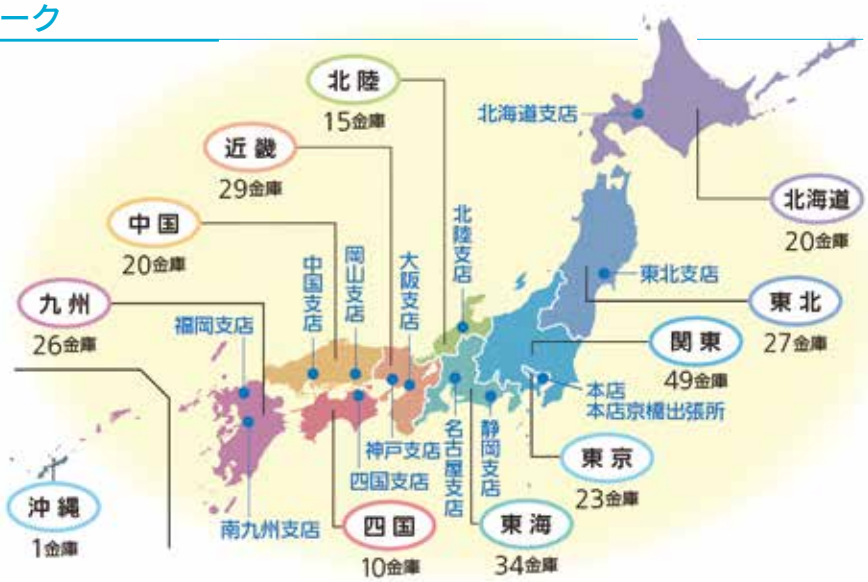

≫グループ紹介

2024年3月末時点

●証券業務
しんきん証券㈱
信金インターナショナル㈱

●地域商社業務
しんきん地域創生ネットワーク㈱

●海外ビジネス支援業務
信金シンガポール㈱

●消費者信用保証業務
信金ギャランティ㈱

●投資運用業務
しんきんアセットマネジメント投信㈱

●投資・M&A仲介業務
信金キャピタル㈱

●データ処理の受託業務等
㈱しんきん情報システムセンター

●事務処理の受託業務等
信金中金ビジネス㈱

営業店ネットワーク

KUMAMOTO DAI-ICHI SHINKINBANK

店番	店　名	ATM（自動預払機）
01	本店営業部	☆
02	菊池支店	◎
03	水前寺支店	◎
04	熊本駅前支店	○
05	帯山支店	◎
06	山鹿支店	◎
07	来民支店	○
08	植木支店	◎
09	健軍支店	◎
11	南熊本支店	◎
12	清水支店	○
13	武蔵ヶ丘支店	◎
14	小峯支店	○
15	上通支店	◎
16	田崎支店	◎
19	松橋支店	◎
20	刈草支店	◎
21	尾ノ上支店	◎（帯山支店内）
24	御船支店	○
25	玉名支店	○
26	大津支店	◎
28	八代支店	◎

☆…8:00～20:00
◎…8:45～20:00
○…8:45～19:00

※全店年中無休でご利用いただけます。
※土、日、祝日は9：00～19：00の稼働となっております。

【お知らせ】

当金庫ではキャッシュカードが発行されているお客様は、全営業店（22店舗）の現金自動預払機（ATM）で通帳と暗証番号による現金払いができます。

当金庫では、全営業店（22店舗）の現金自動預払機（ATM）で、お客様ご自身で簡単に暗証番号の変更ができます。

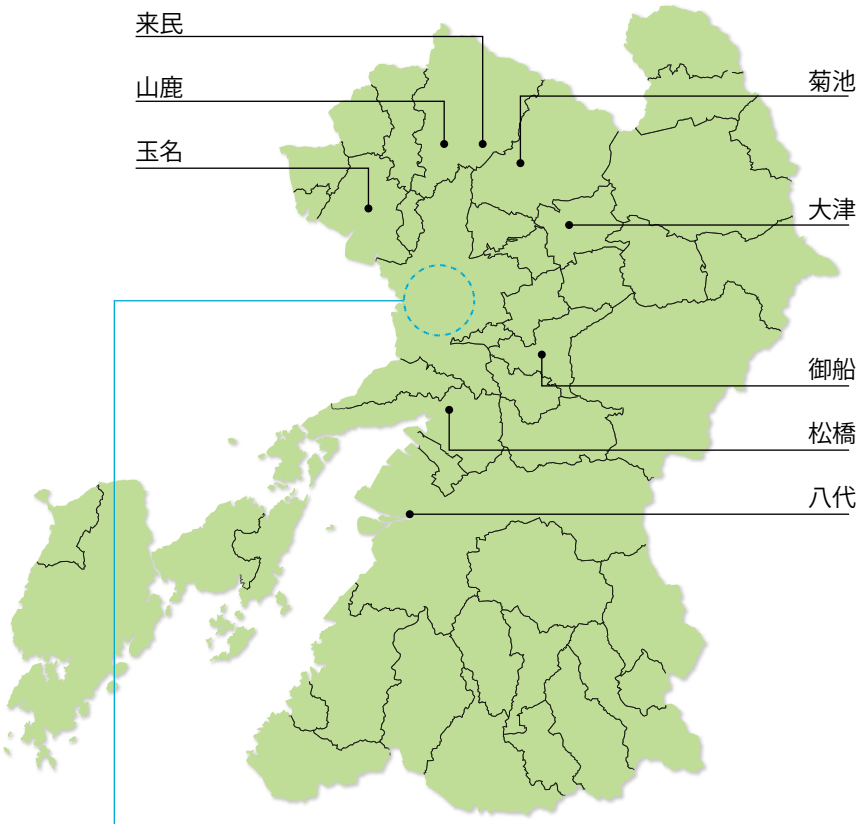

熊本市内14店舗
本店・水前寺・熊本駅前
帯山・植木・健軍・南熊本
清水・武蔵ヶ丘・小峯
上通・田崎・刈草
尾ノ上（帯山支店内）

≫店舗外自動機（ATM・CD）設置場所

自動預払機（ATM）

- SAKURA MACHI Kumamoto
- 鶴屋百貨店
- 熊本市役所
- 熊本県庁
- 熊本学園大学
- ゆめタウンはません
- ゆめタウンサンピアン
- 菊池ショッピングキャニオン
- JR熊本駅
- ゆめマート城山
- 日赤病院
- 山鹿市役所

自動支払機（CD）

- 嘉島町役場

地元とともに豊かな未来

熊本第一信用金庫

〒860-8681 熊本県熊本市中央区花畑町10番29号
TEL:096-355-6111（代表）

https://www.daiichishinkin.co.jp

熊本第一信用金庫　検索